

掛川市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成30年2月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月28日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	梅橋柚之木支線	梅橋字柚之木39-9	梅橋字柚之木39-7	
2	大池二ノ坪1号線	大池字二ノ坪220-9	大池字二ノ坪220-8	
3	桜野団地柳添線	下垂木字柳添800-54	下垂木字柳添800-72	
4	滝ノ谷保戸貝戸線	上西郷字保戸貝戸4469-5	上西郷字保戸貝戸4454-1	
5	宮下八幡下線	中方字宮下687-6	小貫字八幡下54-12	
6	大渕391号線	大渕字新井前886-1	大渕字新井前845-4	
7	大渕392号線	大渕字新井前880-1	大渕字新井前899-1	